

横手市における指名停止措置状況

令和8年8月31日
横手市財務部契約検査課

	商号	指名停止該当事実	指名停止事由	指名停止期間
	所在地			
1	株式会社竹中土木 東北支店 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目4番33号	株式会社竹中土木が施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において令和7年8月5日に発生した労働災害について、同社の社員が事実と異なる説明を労働基準監督署に行ったとして、労働安全衛生法違反により、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた事案。	・不正又は不誠実な行為	令和8年8月31日～ 令和8年9月30日
2	山二環境機材株式会社 横手営業所 横手市卸町3番3号	総務企画部危機対策課発注の物品購入の入札において、落札決定後に落札を辞退したいとの申し出により契約を辞退した事案。	・不正又は不誠実な行為	令和8年7月2日～ 令和8年8月1日
3	株式会社大林組 東北支店 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目6番11号	株式会社大林組を代表とする共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において、令和6年10月4日に発生した工事関係者事故について、事実と異なる説明を所轄の鵜沢労働基準監督署に行ったとして、同社及び同社社員2名が労働安全衛生法違反により、令和8年3月24日付けで鵜沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた事案。	・不正又は不誠実な行為	令和8年5月25日～ 令和8年6月24日
4	株式会社トーニチコンサルタント 東北事務所 宮城県仙台市青葉区中央二丁目7番30号	株式会社トーニチコンサルタントほか4者並びにJR東海は、特定跨線橋点検等業務について、共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。この行為が独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するとして、令和7年12月19日、公正取引委員会より、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けた事案。	・独占禁止法違反行為	令和8年1月15日～ 令和8年8月14日
5	大館桂工業 株式会社 大館市御成町三丁目7番17号	鹿角市花輪にて施工した建物解体工事において、令和4年5月27日に発生した労働災害に関し、災害の発生場所等を偽った労働者死傷病報告を大館労働基準監督署へ提出した。この虚偽報告により、労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和7年6月24日に罰金刑が確定した事案。	・不正又は不誠実な行為	令和7年7月30日～ 令和7年8月29日